

香川県報



第 34 号

平成 18 年

5 月 2 日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

道路の区域変更（二件）

道路の供用開始

道路の位置指定（二件）

公告

総合評価一般競争入札の実施（二件）

土地改良区の設立の認可

公共測量の実施の通知

基本測量の実施の通知

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

告示

香川県告示第四百四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。
その指定漁船調書を平成十八年五月二日から平成十八年五月十六日まで牟礼漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年五月二日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

高松市牟礼町原一三四番地二 小山 良明

高松市牟礼町原五三六番地三 池下 高一

高松市牟礼町大町九七八番地 石原 正昭

二 加入区の名称

牟礼加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

牟礼漁業協同組合

香川県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月二日から同年同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 多度津丸亀線（二百五号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

仲多度郡多度津町大字青木字長備 二〇番五地先から		前	四・一 四・三	五四	緊急地方道 路整備事業 に伴う現道 拡幅
仲多度郡多度津町大字青木字長備 二〇番一地先まで		後	一七・一 一七・三	五四	

香川県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月二日から同年同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 美馬塩江線（七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
高松市塩江町上西甲字一ツ内七三 五番一地先から	五・八	一・四	一八六	一八六	道路改修事 業に伴う現 道拡幅
	八・〇	一六・〇			
高松市塩江町上西甲字一ツ内七三 四番一地先まで					

香川県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月二日から同年同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木綾川線（十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字中塚三〇五六番一地先から	一〇・四	二七七	特定交通安全 全施設整備 事業による 自転車歩行 者道新設
高松市西植田町字中塚二九九番一地先まで	三三・八		

四 供用開始の期日 平成十八年五月二日

香川県告示第四百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第一号
- 二 指定年月日 平成十八年四月十八日
- 三 指定道路の位置 丸龜市垂水町字高岸二五五六 一、二五六〇 一及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八三メートル、五・〇二メートル
延長 二九・四五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第四百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第一号

二 指定 年月日 平成十八年四月二十日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字井戸字熊田一六四〇 一及び一六四〇 三

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二六メートル

延長 一五・七〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 購入物品名及び数量 香川県立病院情報システム（丸亀病院・津田病院・白鳥病院・がん検診センター） 一式

2 購入物品の仕様等 仕様書による。

3 納入場所 香川県立丸亀病院、香川県立津田病院、香川県立白鳥病院、香川県立がん検診センター

4 納入期限 平成十九年三月三十一日

5 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等（以下「提案書等」という。）を提出すること。

必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書等の交付等）

1 入札説明書及び仕様書等の交付・閲覧
平成十八年五月二日から平成十八年五月十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前九時から午後五時）
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課 経営企画グループ 電話番号〇八七 八三二 三三〇九 FAX〇八七 六二〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所
平成十八年五月十二日 午後一時三十分 香川県庁北館三階第三会議室

四 契約の内容に関する質問の受付
契約の内容に関する質問がある場合には、平成十八年五月十五日午前九時から平成十八年五月十九日午後五時までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。

五 入札及び開札を行う日時及び場所
平成十八年六月十二日 午後一時三十分 香川県庁本館十二階第一会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十八年六月十二日午前十一時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五百五十二条各号に該当する場合は減免する。

八 入札者の参加資格

単体企業又は共同企業体であつて、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 単体企業の要件

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十八年五月十七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

(三) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(四) 過去三年(平成十五・十六・十七年度)において、三百床以上の病院と、医事会計システムを含む病院情報システム調達(開発業務)の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した者であること。

(五) 仕様書記載の必須要件をすべて満たすことを証明した者であること。

(六) 共同企業体の構成員でないこと。

2 共同企業体の構成員の要件

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十八年五月十七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

(三) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない

者であること。

(四) 他の共同企業体の構成員又は単体企業で本件入札に参加していないこと。

3 共同企業体の要件

(一) 共同企業体の構成員のいずれかが、過去三年(平成十五・十六・十七年度)において、三百床以上の病院と、医事会計システムを含む病院情報システム調達(開発業務)の契約を締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した者であること。

(二) 仕様書記載の必須要件をすべて満たすことを証明した者であること。

(三) 構成員の数は二者又は三者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。

(四) 各構成員の出資比率は、二者の場合は三十パーセント以上、三者の場合は二十パーセント以上であること。

(五) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員とすること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の1又は2及び3の要件を満たすことを証明する書類を平成十八年五月十九日午後五時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十八年五月二十六日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

香川県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲の価格をもって、

有効な入札をした者であつて、別記の香川県立丸亀病院等情報システム落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県健康福祉部県立病院課 経営企画グループ

電話番号 〇八七 八三一 三三〇九

十六 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十七 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : The Prefectural Hospital's information system (Marugame Hospital, Tsuda Hospital, Shirotori Hospital, Cancer Detection Center), 1 set
- 2 Time-limit for tender: 1:30p.m., June 12, 2006 (By mail, tenders must be submitted by 11:00a.m., June 12, 2006)
- 3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3309
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

別記

香川県立丸亀病院等情報システム落札者決定基準

評価観点	評価要素	項目	評価項目	評価基準	加点の上限
価格	価格	1-1	入札価格	入札価格が予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。 $240 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格} \times 1.05}{\text{予定価格}} \right)$	240
		1-2	保守価格	$160 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{（機器保守提示価格} + \text{運用保守提示価格）} \times 1.05}{\text{機器保守積算価格} + \text{運用保守積算価格}} \right)$	160

小計		400			
機能	システム品質	2-1	信頼性	システムの信頼性(平均故障間隔、平均修復時間、稼働率等)について、優れた提案がなされている。また、システムの使用可能期間について、想定以上の優れた提案がなされている。	8
		2-2	安全性	情報流出防止策について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	10
		2-3	接続性	現在、システム未接続の機器への対応について優れた提案がなされている。	10
		2-4	継続性	理システムからのデータ移行の実績について具体的な提案がなされている。また、移行データの範囲について優れた提案がなされている。	12
		2-5	効率性	医事会計システムにおける医事業務の効率化策が具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	10
		2-6	経済性	医事会計システムにおける診療報酬漏れチェック機能が具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	10
開発・保守体制等		3-1	導入計画	システム稼働に向けた全体スケジュール(作業内容、工数等)や、病院側に求める作業内容及び工数が具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	10
		3-2	開発体制	開発に携わるチームリーダーや専任SEの経験など、開発当初から本稼働時までの開発体制について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	10
		3-3	教育体制	教育内容、対象など、教育体制について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	10
		3-4	保守体制	障害時の連絡体制や対応方法、代替器・修理用部品の保有状況など、保守運用体制について具体的なかつ的確に提案されている。	10
小計		100			
合計		500			

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年五月二日

香川県知事 真鍋武紀

一 入札に付する事項

- 1 購入物品名及び数量 香川県立病院情報システム（中央病院） 一式
- 2 購入物品の仕様等 仕様書による。
- 3 納入場所 香川県立中央病院
- 4 納入期限 平成十九年六月三十日
- 5 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等（以下「提案書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書等の交付等）

1 入札説明書及び仕様書等の交付・閲覧

平成十八年五月二日から平成十八年五月十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前九時から午後五時）

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課 経営企画グループ 電話番号〇八七 八三二 三三〇九 FAX〇八七 六二〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十八年五月十二日 午後二時三十分 香川県庁北館三階第三会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十八年五月十二日 午後三時三十分 香川県立中央病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十八年五月十五日午前九時から平成十八年五月十九日午後五時までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十八年六月十二日 午後二時三十分 香川県庁本館十二階第一会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十八年六月十二日午前十一時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第百五十二条各号に該当する場合は減免する。

八 入札者の参加資格

単体企業又は共同企業体であつて、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 単体企業の要件

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年五月十

七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

(三) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(四) 過去三年（平成十五・十六・十七年度）において、五百床以上の病院と、電子カルテシステムを含む病院情報システム調達（開発業務）の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(五) 仕様書記載の必須要件をすべて満たすことを証明した者であること。

(六) 共同企業体の構成員でないこと。

2 共同企業体の構成員の要件

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年五月十七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

(三) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(四) 他の共同企業体の構成員又は単体企業で本件入札に参加していないこと。

3 共同企業体の要件

(一) 共同企業体の構成員のいずれかが、過去三年（平成十五・十六・十七年度）において、五百床以上の病院と、電子カルテシステムを含む病院情報システム調達（開発業務）の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(二) 仕様書記載の必須要件をすべて満たすことを証明した者であること。

(三) 構成員の数は二者又は三者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。

(四) 各構成員の出資比率は、二者の場合は三十三パーセント以上、三者の場合は二十八パーセント以上であること。

(五) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員とすること。
九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の1又は2及び3の要件を満たすことを証明する書類を平成十八年五月十九日午後五時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十八年五月二十六日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

香川県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲の価格をもって、有効な入札をした者であつて、別記の香川県立中央病院情報システム落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県健康福祉部県立病院課 経営企画グループ

電話番号 〇八七 八三一 三三〇九

十六 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十七 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : The Prefectural Hospital's information system (Central Hospital), 1 set
- 2 Time-limit for tender: 2:30p.m., June 12, 2006 (By mail, tenders must be submitted by 11:00a.m., June 12, 2006)
- 3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3309
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

別記

香川県立中央病院情報システム落札者決定基準

評価視点	評価要素	評価項目	項番	評価基準	加点の上限	倍数	点数
価 格	保守価格	入札価格	1-1	入札価格が予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。 $400 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格} \times 1.05}{\text{予定価格}} \right)$	400	1	400
			1-2	$200 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{（機器保守提示価格} + \text{運用保守提示価格）} \times 1.05}{\text{機器保守積算価格} + \text{運用保守積算価格}} \right)$	200	1	200
小 計 600							
機能(技術)	技 術	仕様書(任意項目)の達成度	2-1	仕様書のハードウェア要件、ソフトウェア要件等のうち任意項目として項目を満たしているかを評価する。評価点数の算出は、項目ごとに各2点を配点し、評価項目の達成率をもとに次の算式で行う。 $200 \text{点} \times \left(\frac{\text{各項目の評価点数の合計}}{\text{評価項目数} \times 2 \text{点}} \right)$	200	1	200
小 計 200							
機能(提案)	システム品質	拡張性	3-1	導入予定のソフトウェアの使用可能年数、今後の機能向上計画について具体的なかつ的確に提案されている。システムの使用可能期間について、想定以上の優れた提案がなされている。	2	1	2
			3-2	標準病名マスタをはじめとする各種の標準的規格への対応範囲及び利用方法（マスタ提供を含む）について具体的なかつ的確に提案されている。	5	1	5
			3-3	システム全体、サーバ、ネットワークの信頼性を向上させるための方法について、実現可能性が高く優れた提案がなされている。	5	1	5
			3-4	①中央病院側で準備する現システムの移行データについて適用範囲と、適用範囲外となったデータの取り扱いについて具体的なかつ的確に提案されている。 ②次回の更新時に必要となる移行データに要する費用抑制策について優れた提案がなされている。	6	1	6
			3-5	既存の紙カルテに記載されている情報を電子カルテシステム導入後速やかに閲覧可能にする対策について具体的なかつ的確に提案されている。（紙カルテと電子カルテの並行運用期間の短縮について具体的なかつ的確に提案されている。）	6	1	6
			3-6	電子カルテシステムでよく使用されると考えられる下記のオーダー等について、画面構成のわかりやすさ、画面展開など操作時間短縮のための優れた提案がなされている。 ①超音波検査、MRI、脳波検査を行った後に診察を行う同一患者の複数予約オーダーの発行。 ②医師ごとに処方、注射等をセット化する方法。 ③症状の似ている他の患者を検索し、処方等を流用するために必要な操作。 ④診断書、紹介状等をカルテ記載内容を参考に記入し、印刷するまでに必要な操作。	9	1	9
			3-7	①電子カルテシステムに記載された内容の遠隔時々の引用（効率性の向上）及び作成状況の管理について独自の工夫やアイデアが盛り込まれた優れた提案がなされている。 ②電子カルテシステムへの入力負担を軽減するための機能（テンプレート等）について独自の工夫やアイデアが盛り込まれた優れた提案がなされている。	9	1	9
			3-8	病院職員が行うメンテナンス、マスタの修正等のメンテナンス作業の容易性について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	2	1	2
			3-9	個人情報保護対策のうち物理的セキュリティ対策について実現可能性の高い優れた提案がなされている。	2	1	2
			3-10	個人情報保護対策のうち技術的セキュリティ対策（アクセス権限の設定以外）について実現可能性の高い優れた提案がなされている。	5	5	25
3-11	患者プロフィールの各項目に対し、アクセス権限の設定について実現可能性の高い優れた提案がなされている。	5	5	25			
小 計 25							

機能(提案)	医療の充実	チーム医療への活用 診療情報の利活用 クリニカルパスによる 医療の質の向上	3-12	チーム医療を実現するために、NSTIなど各チーム関係者と主治医との情報共有、情報伝達の仕組みについて実現可能性の高い優れた提案がなされている。	2	1	2
			3-13	看護支援システムから看護師が入力した患者に関する様々な情報の活用範囲について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	4	1	4
			3-14	電子カルテシステム全体で入力された様々な情報の臨床研究、術後成績管理への活用について具体的な①変更修正を含めてオナーが円滑に発行され、他の職種へ変更指示等が適切に伝達できる機能の有無や、適用されているシステム全体の全体像及び任意の1日の実施すべき内容を把握しやすい画面構成について、実現可能性の高い優れた提案がなされている。			
			3-15	②クリニカルパスを絶えず改良していくために、プロトカム、リフソンスの定義方法やプロトカム、リフソンスの情報を収集・分析するための仕組みについて実現可能性の高い優れた提案がなされている。	4	5	20
			3-16	折からの別及び放射線治療等における安全管理について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	2	1	2
			3-17	オナー時、実施時のチャット方法及び患者確認方法について、ノート端末、携帯端末での機能について実現可能性の高い優れた提案がなされている。			
			3-18	警告が発生した際の情報の活用方法(どのように安全管理に活用するか。)について実現可能性の高い優れた提案がなされている。	6	5	30
			3-19	患者基本情報(アレルギー情報等)に登録された情報及びシステムに登録された薬剤の相互作用等の情報をもとにしたチャット機能について実現可能性の高い優れた提案がなされている。			
			3-20	オナーの変更、要注意指示など医師間の意思疎通、確実な指示出し・指示受けについて実現可能性の高い優れた提案がなされている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	8	1	8
			3-21	オナー発行後、電子カルテ上で実施情報及び検査結果情報を速やかに確認するための機能について実現可能性の高い優れた提案がなされている。			
安全・安心の向上	チームの強化による 医療事故の防止	情報の確実な伝達 レポート請求精度の 向上	3-22	請求漏れを防止するためのチャット機能について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	2	1	2
			3-23	①DPC導入開始までに必要な体制の整備、業務の進め方について具体的な確に提案されている。 ②DPCに必要な情報の入力軽減し、最も医療資源を投入した病名を適切に選択するための支援機能について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。 ③DPC適用後、他の適用病院との相違点を明らかにするための分析機能について独自の工夫やアイデアが盛り込まれた優れた提案がなされている。	5	1	5
			3-24	経営分析・クリニカルシステムへの必要情報収集から経営分析に必要な資料作成までの仕組みについて実現可能性の高い優れた提案がなされている。	5	5	25
			3-25	経営判断に必要なオナーの取り扱い(診療科別、医師別等の原価計算がどこまで可能か)について実現可能性の高い優れた提案がなされている。			
経営の健全化	経営分析のための仕組み	電子カルテ機能	3-26	①医師・看護師以外の職種(電子カルテシステムへの記載(薬剤管理指導記録、栄養指導記録等)について具体的な確に提案されている。 ②電子カルテ導入後も紙媒体として残る同意書、診断書、院外からの文書(紹介状等)等の管理方法等について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。 ③電子カルテシステムの運用が難しいと考えられている診療科(眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科)について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。 ④救急等、電子カルテシステムにおけるカルテ記載・オナー発行ができない場合について具体的な確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	8	1	8
			3-27	①NANDAの分類法 II による情報収集からNANDA・NIC・NOC・リナーシの使用の具体的な提案を評価する。 ②医師・看護オナーの患者別看護リナーシートへの反映方法について具体的な提案を評価する。 ③看護業務にかかる統計(日報・月報・年報作成)機能について、日常業務で入力されている情報をどのように有効活用するか具体的な提案を評価する。	3	1	3
機能性	看護支援機能	3-27					

機能性	給食機能		3-28	ワカルト方式を採用した選択食への対応及び給食システム、栄養指導システム内の情報を活用した効果的な栄養食事指導への対応について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	2	1	2
	医用画像管理機能	開発体制等					
機能(提案)	開発・保守体制等	開発体制等	3-29	①放射線画像の読影レポートの効率的な作成について実現可能性の高い優れた提案がなされている。 ②セクシーの更新時の円滑かつ費用を抑えた接続について実現可能性の高い優れた提案がなされている。 ③放射線画像、内視鏡画像以外に取り扱う画像の取り扱いに關してセクシー・保存容量等に配慮した対応策について実現可能性の高い優れた提案がなされている。	3	1	3
			3-30	開発に携わるチームリーダーや専任SEの経験など、開発当初から本稼働時までの開発体制について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	8	1	8
	3-31	システム稼働に向けた全体スケジュール(作業内容、工数等)や、病院側に求める作業内容及び工数が具体的かつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	4	1	4		
	3-32	教育内容、対象など、教育体制について具体的なかつ的確に提案されている。提案内容に独自の工夫やアイデアが盛り込まれている。	4	1	4		
	3-33	障害時の連絡体制や対応方法、代替器・修理用部品の保有状況など、保守運用体制について具体的なかつ的確に提案されている。					
	3-34	障害発生後、障害発生に関する報告、必要部品の到着、復旧作業開始までに要する時間について具体的なかつ的確に提案されている。	10	1	10		
	3-35	中央病院医療情報管理室におけるシステム及びネットワークの稼働状況監視、バックアップ作業について具体的なかつ的確に提案されている。					
	3-36	ネットワークは今回搬運する病障情報システムの基礎であるため、システム使用期間中、安定的に運用できるネットワークの構成について独自の工夫やアイデアが盛り込まれた優れた提案がなされている。	4	1	4		
	3-37	ネットワークの構築スケジュールについて、病棟への影響に配慮され、実現可能性の高い優れた提案がなされている。					
	3-38	システム全体が量産に動作するための構成、機器の増設等に対応するための拡張性について独自の工夫やアイデアが盛り込まれた優れた提案がなされている。	6	1	6		
3-39	医用画像管理システムの稼働開始から5年経過後の画像ファイルの取り扱い、サーバ容量の確保について実現可能性が高く、かつ費用を抑制した優れた提案がなされている。						
小計					200		
合計					1000		

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、高松市塩江町土地改良区の設立について、平成十八年四月二十一日認可した。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

二 作業期間

平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで

三 作業地域

高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡琴平町、仲多度郡多度津町

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項に基づき公示する。

平成十八年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（基準点測量）

二 作業期間

平成十八年五月十五日から平成十九年三月二十五日まで

三 作業地域

丸亀市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、仲多度郡多度津町

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岩谷志信後援会	岩谷 志信	河田 秀貴	善通寺市与北町二六〇九
坂下一朗後援会	坂下 一朗	山本 健司	小豆郡小豆島町馬木甲二九一—二
末武弘道後援会	香川 富男	香川 隆信	仲多度郡まんのう町山脇六四〇

香川県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県土地改良支部	会計責任者の氏名	山地 孝士	安藤 義貴

自由民主党香川県毛建支部	代表者の氏名	杉野 温	大場 恒則
日本共産党東部地区委員会	政治団体の名称	日本共産党東部地区委員会	日本共産党高松地区委員会

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
岡田まなみ後援会	代表者の氏名 氏 氏 氏	平野 理治 仲 亀 昌身	平野 理 安川 紀夫
全日電工連政治連盟香川県支部	代表者の氏名 氏 氏	大坪 廣巳 河野 堯夫	秋山 宗洋 大坪 廣巳
山本直樹後援会	会計責任者の氏名 氏	山本 敏子	山本八重子

香川県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管
大森修仁後援会	
ちば宗和後援会	
名和政策研究会	

香川県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管

理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩谷 志信	善通寺市議会議員	岩谷志信後援会	善通寺市与北町二六〇九	岩谷 志信

香川県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
岡田 好平	土庄町長	平成友好会	公職の種類	土庄町長	県議会議員

香川県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
名和 基延	県議会議員	名和政策研究会
千葉 宗和	仲南町長	ちば宗和後援会

平成十八年五月二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています